

### 1 地域福祉をめぐる課題

少子高齢化の進行に伴い、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の養成・確保・育成が必要です。また、本県では、平成28年10月に7月に発生した津久井やまゆり園の事件をきっかけとして策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえでもある「ともに生き、支え合う社会」を実現し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」地域共生社会の実現にむけた意識を醸成するとともに、地域福祉の担い手の養成育成など「ひとつづくり」を推進する必要があります。

また、単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化や家庭機能の変化、地域力の低下を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、増加する外国籍県民に対して、地域全体で支え合っているため、様々な地域福祉の担い手が互いに協働・連携する必要があります。

これまで、本県では、高齢者も障がい者も誰もが住みよい街づくりに取り組んできましたが、バリアフリーに関する県民ニーズ調査の結果から、今後もより一層バリアフリーの街づくりに向けて取り組む必要があります。またさらに、東海地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、高齢者等の災害時要援護者避難困難者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力を強化した「地域（まち）づくり」を推進する必要があります。

さらに、生活保護受給者の増加や若者の高い失業率、子どもの貧困等に対して、生活困窮者への自立支援や引きこもりやニート等若者の就労支援、ひとり親の就労支援や相談支援への取組みや、高齢者、障がい者や児童等が地域でいきいきと暮らすしくみづくりを進めるとともに、多様化、複雑化している福祉に関する生活上の地域生活課題に対して、住民やが主体的に、様々な主体が協働して解決する「しくみづくり」を推進する必要があります。

### 2 今後取り組むべき重点事項

地域福祉を取り巻く課題から、次の事項を重点的に取り組む必要があります。

- ① とともに生き、支え合う社会の実現に向けた意識の醸成
- ② 福祉介護人材の確保・定着対策の強化
- ③ 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
- ④ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
- ⑤ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑥ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
- ⑦ 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
- ⑧ 生活困窮者等の自立支援

### 3 計画における施策展開

この計画では、第2章に掲げた本県の地域福祉を取り巻く状況の変化や、2に掲げた重点事項を踏まえ、支援策の柱を「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」及び「しくみづくり」として、次の施策を展開します。

#### 支援策の柱

##### 1 ひとづくり

- ◆ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。…重点事項①③
- ◆ 地域福祉の担い手の育成に取り組みます。…重点事項①③
- ◆ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進に取り組みます。…重点事項②

##### 2 地域（まち）づくり

- ◆ 地域における支え合いの推進に取り組みます。…重点事項③
- ◆ バリアフリーの街づくりの推進に取り組みます。…重点事項④
- ◆ 災害時における福祉的支援を充実します。…重点事項⑤

##### 3 しきみづくり

- ◆ 福祉に関する生活上の課題に対応します。…重点事項⑥
- ◆ 高齢者・障がい者・児童等の尊厳を守り、いきいきとした生活を支える取組みを充実します。…重点事項⑦
- ◆ 生活困窮者等の自立を支援します。…重点事項⑧

また、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の2自治体に対する策定支援を行います。

## 【計画における施策体系】

大柱	中 柱	支 援 策 ( 小 柱 )	
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	支援策 1	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
	(2) 地域福祉の担い手の育成	支援策 2	地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		支援策 3	地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。
		支援策 4	行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	支援策 5	福祉介護人材を確保します。
		支援策 6	福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		支援策 7	福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策 8	地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		支援策 9	NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		支援策 10	外国籍県民の暮らしやすさを支援します。
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策 11	バリアフリーの街づくりを推進します。
		支援策 12	情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	支援策 13	災害時における福祉的支援を充実します。
3 しくみづくり	(1) 福祉に関する生活上の課題への対応	支援策 14	市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		支援策 15	課題等を抱える当事者活動を支援します。
		支援策 16	誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守り、いきいきとした生活を支える取組みの充実	支援策 17	高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守る取組みを行います。
		支援策 18	高齢者、障がい者や児童等の生活を支える取組みを行います。
		支援策 19	地域でいきいきと暮らすしくみづくりを推進します。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	支援策 20	生活困窮者等の自立を支援します。
		支援策 21	子どもの貧困対策を推進します。
		支援策 22	矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。